

国民年金からのお知らせ

7月から平成20年度国民年金保険料

免除・若年者納付猶予の申請受付を開始します

国民年金は、20歳から60歳までの40年間加入し、保険料を納めることになっています。しかし、病気や失業などにより、保険料を納めることが困難なときは、保険料を納めることが免除される「申請免除制度」や、保険料を納めることが猶予される「若年者納付猶予制度」が利用できます。



申請免除制度

保険料の全額が免除される「全額免除」と一部が免除される「一部免除」があります。保険料は下表のとおりです。

免除区分ごとの保険料(平成20年4月から)

区分	種類	保険料
全額免除	全額免除	0円
	4分の3免除	3,600円
一部免除	半額免除	7,210円
	4分の1免除	10,810円
全額納付	全額納付	14,410円

若年者納付猶予制度

30歳未満の方(学生を除く)を対象に、保険料を納めることを猶予する制度です。

対象者 本人・配偶者・世帯主の全員(若年者納付猶予制度の場合は本人と配偶者)が、次のいずれかに該当する方

前年の所得が少ない方
下表の所得額は、社会保険料控除額、扶養人数等を考慮したおおよその目安です。

申請免除・若年者納付猶予制度の対象となる所得の目安表

区分	単身世帯	2人世帯 (夫婦のみ)	4人世帯 (夫婦+子2人)
全額免除・若年者納付猶予	57万円	92万円	162万円
4分の3免除	93万円	142万円	230万円
半額免除	141万円	195万円	282万円
4分の1免除	189万円	247万円	335万円

平成19年4月以降に失業・倒産・事業の廃止があった障害者または寡婦であって、前年の所得が125万円以下の方
生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている方
特定障害者に対する特別障害給付金を受けている方
(申請免除制度のみ)

不動産公売の結果

2件の差押不動産を
計380万円で売却!

市では、市税の滞納に歯止めをかけ、納付の公平性を確保するため、平成19年度中に債権、自動車、動産、不動産など合計274件の差押を執行しました。

そのうち、2件の差押不動産の公売を4月30日に実施し、その後、最高価格申込者に売却することを決定しました。結果は下表のとおりです。

平成18年5月に初めて不動産公売を実施し、今回は2回目となります。売却価格は、前回の229万円と合わせ、

落札物件

区分番号	所在地	地目	見積価格	落札価格
1	大篠岡	田	2,500,000円	2,500,000円
2	土淵		1,300,000円	1,300,000円

609万円になりました。今後、納税の公平性を確保するため、高額、悪質な滞納者に対しては差押を執行し、インターネットで公売と合わせて差押物件の売却を実施し

滞納処分を強化します!

市では、合併以降、高額、悪質な滞納者に対し、捜索、差押、公売を実施するなど徴税体制を強化してきましたが、さらに体制を強化するため、7月から9月までの3カ月間を「滞納処分強化期間」と設定し、その期間は、兵庫県職

員で組織された特別徴収対策チームと協力し、より多くの滞納処分を行います。

市税の滞納があり、納付も納税の相談もない場合には、滞納処分を行う場合があります。

《問合せ》 税務課 収税係
☎23・11118

ていきます。

《問合せ》 税務課 収税係(公売担当) ☎23・11118

「申請免除・若年者納付猶予」と「未納」との違い

年金の種類等		納付	申請免除 (金額・一部)	若年者 納付猶予	未納
老齢基礎年金	受給資格期間				×
	年金額		(注1)	×	×
障害・遺族基礎年金の受給資格期間					×
...含まれる ×...含まれない					

注1...申請免除の方の年金額は、免除期間中、次の額を納めたものとして計算します。

- ・全額免除...6分の2
- ・4分の3免除...6分の3
- ・半額免除...6分の4
- ・4分の1免除...6分の5

一部申請免除の場合は、2年以内に保険料を納めない」と未納になります。

追納制度

保険料の免除や猶予を受け

た期間の保険料は、10年以内であれば後から納付することができます。免除承認年度から3年目以降に追納する場合は、当時の保険料額に、経過した期間に応じて加算額が上乘せられますので、早めの追納をお勧めします。

手続方法 7月から平成20年度の申請受付を開始します。市民課市民生活課または各総合支所市民生活課へ次のものを持参し、手続きしてください。

基礎年金番号の分かるもの(年金手帳または納付書など)

印鑑
失業などの理由のときは、

「離職票1の写し」または「雇用保険受給資格者証の写し」など

平成20年1月2日以降に転入した方は、前住所地の「平成20年度所得課税証明書」

平成19年度継続免除承認済の方は、8月以降に平成20年度の審査結果が社会保険

事務所から送付されます。



豊岡社会保険事務所からのお知らせ

年金相談窓口を時間延長

年金相談窓口を次のとおり時間延長します。

お越しの際には、年金手帳など基礎年金番号の分かるものを持参ください。

なお、代理者のときは、委任状と代理者の身分証明書を準備ください。

7月12日(土)は

午前9時30分～午後4時

7月7日(月)・14日(月)・22日(火)・28日(月)は

午前8時30分～午後7時

電話での問合せ

ねんきんダイヤル

☎0570051165

・IP電話・PHS

☎0367001165

年金個人情報サービス

社会保険庁

ホームページアドレス

http://www.sia.go.jp/

《問合せ》

豊岡社会保険事務所

☎22・3196

市民課市民係

☎21・9015または各

総合支所市民生活課

インターネット公売

市税などの滞納処分によって差し押さえた財産を、次のとおり公売により売却します。

公売方法 インターネットを利用したせり売り

参加申込期間 7月10日(木)

午後1時～24日(木)午後5時

せり売り期間 7月30日(水)

午後1時～8月1日(金)午後2時

代金納付期限 8月8日(金)

午後3時

公売物件 油絵・壺・大皿

など25点

参加申込方法 インターネットからの参加となります(7月10日公開予定)。

ホームページアドレス
http://koubai.auctions.
yahoo.co.jp/hyg_toyooka

city

その他 次のサイトでも公売に関する情報を提供しています。

市ホームページ
http://www.city.toyooka.
igjp/koubai/top.htm

・ヤフー株式会社の
http://koubai.auctions.
yahoo.co.jp/

公売システム

下見会

公売物件を実際に見ることが

できる下見会を開催します。

落札した物件は返品することが

できませんので、事前によく

見て参加ください。参加

申込みは不要です。

日時 7月19日(土)午前10

時～午後3時

場所 市役所本庁舎1階

《問合せ》税務課収税係(公

売担当) ☎23・1118



参加資格 一部の例外を除き、20歳以上の方であればどなたでも参加できますが、公売保証金の納付が必要です。